平成２１年（フ）第１４号
北海道旭川市永山町11丁目30番地の11
破産者　井上博愛こと　三浦　宏恵(旧姓井上)
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０号
北海道旭川市東鷹栖１条４丁目638番地の287
破産者　佐久間博文
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１９９号
秋田県鹿角市十和田末広字上屋布21番地
破産者　石川　貞則
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第５７号
秋田県鹿角市花輪字四ツ谷42番地２
破産者　倍賞　マサ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２号
福島県郡山市大槻町字針生５番地の２－３号
破産者　橋本　達矢
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目４番16号
破産者　戸熊　健一
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第２８号
千葉県香取市佐原イ3263番地
破産者　山﨑　和夫
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２０年（フ）第２９号
千葉県香取市佐原イ3263番地
破産者　山﨑ミツエ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第２７号
新潟市東区新石山３丁目12番地１　市営新石山団地せんのき301号
破産者　斎藤　政芳
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１５６号
石川県加賀市松が丘３丁目７番地の17
破産者　今井　正人
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１１６号
静岡県掛川市各和1328番地
破産者　長谷川克彦
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２９３０号
愛知県瀬戸市水南町12番地の４
破産者　高橋守一郎
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1096
破産者　安藤　　勇
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３号
愛知県知多市大草字中道筋10番地の２
破産者　八束　隆弘
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５１７７号
大阪府東大阪市角田１丁目11番26号　エクステンド藤戸606号、住民票上の住所大阪府東大阪市横枕西３番14―604号
破産者　芦田　　肇
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６９９２号
大阪府富田林市梅の里３丁目16番６号
破産者　辻岡　宜子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２０２号
大阪府大阪市生野区巽北３丁目14番24号フロム・Ｎ’Ｓ北巽702号、開始決定時大阪府藤井寺市藤ヶ丘１丁目５番９号
破産者　広谷　敏一
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２４３号
大阪府交野市星田５丁目13番３―602号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市秦町13番２号
破産者　小島木材こと　小島　弘充
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７６３０号
大阪市旭区高殿４丁目13番３号、開始決定時の住所大阪市都島区中野町４丁目８番19号
破産者　村上　益幸
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部